

# 小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための 要件に関する研究（そのⅡ）

～ 地域住民の学校教育活動への参加と地域振興の視点から ～

A Study Concerning the Educational Significance of the Specially Chartered Small School System and Requirements for Its Realization (II): From the Viewpoints of Regional Development and Participation in Educational Activities for Local Residents

久保 富三夫

KUBO fumio

## I はじめに

### 1 小規模特認校制度とは

2014年度公立小・中学校在籍児童・生徒数は、2010年度のそれに比して、95.7%（小：94.4%、中：98.7%）であり、全国的に学齢児童・生徒数は減少している。とりわけ、過疎化が進行する農山漁村地域における児童・生徒数の減少は著しく、長い歴史を持ち、地域の子どもの学びの場であり、また、地域住民の文化センター・地域づくりの拠点としての役割を果たしてきた小・中学校が次々と統廃合されている。このことは学校教育の問題にとどまらず、地域の過疎化のさらなる進行、地域社会の衰退を招くものとして危惧される。

また、財務省関係からの圧力も要因となって、2015年1月には、文部科学省が新たな指針「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」を発表した<sup>1)</sup>。これは、従来の通学距離（小：4キロメートル、中：6キロメートル）ではなく、通学時間（小・中学校とも1時間以内）を統廃合の新たな基準とするものである。この新基準により、1学年1学級以下、とくに全校5学級以下の小規模校の統廃合が加速していくものと推測される<sup>2)</sup>。

そのような情勢の中で、近年、学区以外の市町村内全域から児童生徒を受け入れる制度、いわゆる小規模特認校制度が各地で導入されている。

同制度は、主に、21世紀に入ってから学校選択制（公立小・中学校の通学区域制度の弾力化）の中で拡大してきたものであるが、制度発祥の歴

史は1977年度にさかのぼる。この年、札幌市において、「生徒数が減少して廃校の危機にあった札幌市郊外の山間部へき地小規模校の存続を願う地域住民や学校関係者の要望に応え、併せて、自然豊かな小規模校への通学を希望する市街地児童生徒（親）に応えるために、札幌市教育委員会が校区外通学と小規模性保持という特別な許可を与えて、盤溪、駒岡、有明の3小学校で始まった」（門脇2005：35-36）とされている。その後、21世紀に入ってから、通学区域の弾力化の中で、小規模校を地域に存続させることを主たる目的として広がり、門脇正俊による2003年度の調査では26県・241校（小：216校、中：25校）において制度の導入が把握されている（門脇2005：41）。

しかし、文部科学省はもちろん都道府県教育委員会においてもその所在が正確に把握されているわけではない。なぜなら、同制度は法規に明定されたものではなく、「学校選択制」の一形態である「特認校制」のうち「小規模」校<sup>3)</sup>において採用されている制度の通称であるからである。また、必ずしも「小規模特認校」という呼称を用いているわけではない。「自然いっぱいオープンすくうる」（秋田市）や「生き生き体験オープンスクール制度」（広島市）、「海っ子山っ子スクール～小規模特別転入学制度～」(福岡市)などさまざまである。その点から、小論で述べる小規模特認校の所在はあくまで暫定的なものであることに留意されたい。

## 2 小論の目的

先に、筆者は、久保（2015）において、小規模特認校制度が有する教育的意義を考察し、その意義を実現するために求められる諸条件・要件を解明した（日本学術振興会科学研究費助成事業＜挑戦的萌芽研究。平成25・26年度＞「小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件に関する研究」＜課題番号：25590224＞）。そこでは、「教育的意義」として6点を指摘し、「その実現のための要件」として14項目の事項を記述したが、具体的事例を挙げての考察は紙幅の制約から詳述できなかった。

小論では、当該校の教育課程・教育活動の充実を実現する保護者・地域住民の取り組み、そして、その取り組みと地域振興の関係性について、具体的事例に基づいて考察することにする。

## 3 小規模特認校の存在と実態

2013～14年度にかけて筆者が実施した所在調査等から次の①～④のことが判明した。

①2014年度の小規模特認校総数は444校（小：369校、中：75校）である。前述の241校（2003年度）と比べると、この10年間に1.8倍以上に増加している。

②小規模特認校は全国的に広がり、存在しないのは、岩手、福島、群馬、福井、山梨、和歌山、島根、徳島の8県である。最も学校数が多いのは鹿児島県であり112校（小：94校、中：18校）、次が北海道の65校（小：52校、中：13校）、3番目が栃木県の30校（小：26校、中：4校）である。公立小・中学校数に対する小規模特認校の比率が最も高い県は、小・中学校ともに鹿児島県である（小：17.3%、中：7.6%）。校数、比率とも鹿児島県が群を抜いている。

③小規模特認校のうち2014年度の在籍者数が2010年度に比べて同等以上の（5年間で減少していない）学校は161校：36.3%（小：126校、34.1%、中：35校、46.7%）である。在籍者数が増加している学校は136校：30.6%（小：107校、29.0%、中：29校、38.7%）、1.2倍以上に増加している学校が51校：11.5%（小：37校、10.0%、中：14校、18.7%）ある。過疎化・少子化が激し

い地域におけるこの事実は同制度の有効性（在籍者数維持・増加への寄与）を示している。

④一方では、在籍者数が5年間で減少している学校が283校：63.7%（小：243校、65.9%、中：40校、53.3%）存在する。とくに、80%未満に減少している学校が167校、37.6%（小：146校、39.6%、中：21校、28.0%）ある。これは、制度導入が直ちには在籍者数の維持・増加に繋がらないことを示している。制度導入により、児童・生徒数を増加させ、地域に学校を存続させるためには幾つかの要件を必要とすることが推測される。

## II 教育的意義とその実現のための要件

### 1 教育的意義

筆者は、「教育的意義」を次のように述べた（「第六に」は省く）。（久保2005：39）

第一に、小規模校が廃校にならずに地域に存続することにより、小規模校・少人数学級（20名以内）での豊かな学びの機会を校区の子どもたちに保障することである。……

第二に、極小規模校あるいは極小規模化しつつある学校に特認児童生徒が入学・転入学することにより、小規模校・少人数学級でありながら、かつ集団としての「最低規模」を確保することができる。あるいは、複式学級編成が解消され、学年単級編成が可能になる。ただし、複式学級については、これを単純に否定的に見ることは避けたい。……

第三に、学校を舞台とした地域住民・保護者相互（地域住民間・保護者間も）の交流の場が確保されることである。運動会や学芸会、入学式・卒業式などの学校行事や次の「第四に」で述べるような農業体験を始めとした様々な体験活動、教育活動の企画・実行、そして、登下校時の安全確保の活動等を通じた地域住民と保護者（とくに特認利用の保護者）の共同の場としての学校が確保される。

第四に、制度の存続・発展のために教育課程内外における地域資源の活用<sup>4)</sup>をめざした教職員と地域住民の目的意識的・継続的な共同の取り組みを促進することである。

小規模であることや学校を取り巻く自然・歴史・文化的環境が同じように豊かであっても小規模特認校制度を導入していない場合には、それらの資源の活用と学校の存続とは直結しないので、教職員と地域住民が一体となりその活用を追求し続けるということにはなりにくい。それに対して、制度を導入している学校では、まず、導入に至る過程の中で地域住民による「〇〇学校の未来を考える会」等が結成され、その運動の中で「地域の学校」「自分たちの学校」意識がさらに強化される。そして、制度発足後は、特認制度利用者を増加させるために魅力ある教育課程・教育活動の創出が求められ、それを担う地域ぐるみの高度の取り組みが必要となるのである。……

第五に、これら「第一に」から「第四に」のことで通常の小規模校が持っている教育力をさらに豊かにし、そこで学ぶ子どもたち（校区内外の児童生徒）の成長（学力保障と人間形成）に寄与することである。

## 2 その実現のための要件

教育的意義として前記の「第三に」および「第四に」において述べた事項は、主に特色ある教育活動とそれを支える地域の教育資源の活用に関わるものである。教育的意義の「第三に」と「第四に」で述べたことに関わって、久保（2015:41-43）では「その実現のための要件」の中で、⑦、⑧、⑨、⑪、⑫、⑭として、次の事項を掲げた。

- ⑦小規模特認校で学びたい、学ばせたいという子どもと保護者をひきつける教育課程が策定され、それが高い水準で実践されることが必要である。小規模特認校は公立学校であるから、当該自治体内の他校と同様の予算・教職員配置しか期待できない。子どもと保護者をひきつける教育課程を創ることは高度の課題であり、当該校が実施してきたことを基軸に、それを拡張発展させながら新しいものを付加することが望ましい。
- ⑧学校が立地する環境によるが、学校・教室

内の教育活動における特色作りだけではなく、自然環境・歴史的・文化的環境などの地域資源（人材も含めた）をフルに活用する教育課程づくりが必要である。……

- ⑨教育行政から自立しながら地域の学校を存続させるために制度導入を主導し、導入後も学校教育活動を全面的に支える住民組織が存在し機能すること、できればそれが一つの組織ではなく多層<sup>5)</sup>にわたることが望ましい。
- ⑩放課後の下校時間が早いのが多くの保護者の悩みである。この問題解決のためには、地域の人たちの力により、学童保育に相当する機能をもった組織が必要である。……
- ⑫広報活動は、小規模特認校の制度・存在・教育内容を知らせるためにきわめて重要である。したがって、就学前健診での案内文書配付、幼稚園・保育所回り、市広報紙での案内はもとより、各学校が工夫を凝らして学校説明会だけではなく、自然観察会やサマーキャンプ、ホテル鑑賞会、体験入学などさまざまな機会を設けている。当該校の教育課程・教育活動の特色を理解した上で入学・転入学できるように、年間通して各種の企画を取り組むことが大事である。また、学校説明会はともすれば教室での活動を参観する形態が多くなるが、それだけではなく、豊かな自然環境を活用した野外での教育活動を紹介することも重視すべきであろう。……
- ⑭小規模特認校制度により地域の学校を存続させながら、併行して校区の児童生徒を増やし、学校が立地する地域を振興させるためには、空家利用や土地分譲などにより、居住する人を増やすことが大事である。……

## Ⅲ 教育課程内の取り組み

### 1 制度に内包される教育活動への住民参加システム

前記⑦で述べているように、小規模特認校は公立学校であるから、教育行政からの教育条件整備

などの面で特段の支援があるわけではない。その中で、特色があり、しかも高度に充実した教育活動を展開する力は、地域住民・保護者による教育活動への全面的参加・支援である。

通常、小規模校は地域の文化センターや地域住民の交流の場として、住民との密接な関係を築いていることが多いが、小規模特認校制度を導入した場合には、さらに、この関係性が強化される仕組みが制度に内包されている。すなわち、小規模校を地域に存続させるためには、まずは特認制度を利用して校区外から通学する児童・生徒を増やさなければならない。そのためには、子どもや保護者が居住地区を離れてでも小規模特認校で学びたい、学ばせたいと思うことが何より重要である。そのような充実した教育活動を展開するには、教育課程の内外において、地域が有する資源を最大限に活用することが必要である。すなわち、地域における学校存続と住民参画による教育課程の高度化、教育活動の充実とが密接に結びついているのである。この点が不十分なところでは、小規模特認校制度を導入したとしても、児童・生徒数を増加させ、それを中・長期にわたって維持することは困難である。

## 2 教育課程・教育活動の具体的事例

ここでは、SN小学校、KO小学校、KD小学校の3校の教育課程・教育活動の特徴を次に紹介しておこう。いずれもが地域住民に支えられてこそ実践できる教育課程であり、教育活動である。

### (1) SN小学校

SN小学校の特徴は、何と言っても地域住民による学校づくりであり、学校周辺の豊かな自然環境を活用した教育課程、それに、地域在住の文化人が指導する芸術活動（書、陶芸、彫塑、箏、ダンスなど）である。また、給食農園など地元の食材での給食にも力を入れている。2014年度の児童数は93名、そのうち61名が特認制度利用の児童である。同校は、何事もゆったりとしたやさしい学校であり、校庭には芭蕉と曾良の句碑、樹齢450年と言われる「孝子桜」、学校周辺にはカタクリの群生地、著名な山のハイキングコースや散策路等々、歴史的・文化的・自然的資源が多彩に

存在している。

同校が公表している「小規模特認校としての5つの約束」は、1. 会話科、2. 文化人の先生方の授業、3. 地域連携、4. 安全でおいしい給食、5. 放課後活動（〇〇〇桜スクール、以下「桜スクール」と記す）、である。そして、「重点課題」は、「食農教育の充実」「基礎基本の充実」「基礎体力の充実」の3つである。

地域住民の教育活動への参加・支援によって実践できている教育活動としては、前述の文化活動と共に、食農教育を挙げねばならない<sup>6)</sup>。UT市のホームページでは、「恵まれた自然環境を活用し、栽培・調理・食味を一体化した食農教育」として「給食農園やなかよし田んぼにおける土とのふれあいを通して農業体験と食育を統合した食農教育を充実させます」と述べ、さらに、SN小学校の「小規模特認校実践記録（2015年6月8日）」では、次のように述べている。

### 1 地産地消の推進

農村地区にある本校は、野菜・果物などの食材を地元の生産者から買い入れることがしやすい環境にある。地元の生産者は「食作り」にこだわりをもつ方々が多く、低農薬で有機肥料を使用して野菜や果物作りを行っている。

給食の前には、……児童会給食委員会の児童が、その日の地産地消の発表を行い、児童に食材の出所を伝えている。……

### 2 食農教育への取り組み

#### (1) 給食農園活動

学校に隣接する畑から取れる無農薬栽培の新鮮で安全な野菜を、給食に取り入れて10年目を迎えた。

今年度は、学校行事として給食農園活動を取り組んだり、清掃の時間に交代で除草や収穫に取り組んだりしてきた。……

このような活動を通して、児童は、地元の方々との交流を図りながら食材についての意識を深めたり、食の大切さを感じたりすることができた。

(2) なかよし田んぼ農業体験活動

学校農園（なかよし田んぼ）で田植えや稲刈りをして収穫した餅米を給食の献立に取り入れている。なかよし田んぼでの稲作体験は、地元高齢者やPTAの協力を受け、異学年での縦割り班活動で行われ、さらに盲学校の友達とも交流を図りながら行う。……

（小規模特認校実践記録、2015年6月8日）

「その実現のための要件」の⑨において、「学校教育活動を全面的に支える住民組織が存在し機能すること、できればそれが一つの組織ではなく多層にわたること」を挙げた（久保2015：41）。その具体例をSN小学校に見ることができる。同校には、PTA以外に、「SN小学校地域協議会」、「SN小と地域振興を考える会」、「桜スクール」、「SN小学校を応援するカタクリの会」（女性の会）、「古桜会」（老人会）、自治会、「桜まつり実行委員会」、〇〇〇桜村の会（以下、〇〇〇桜村を「桜村」と記す）、NPO法人「自然大好きe-街づくり」、など学校教育活動を直接・間接的に支援する様々なグループが、構成員や活動領域を少しずつ変えながら重層的に存在している。これが、教職員の努力と相まってSN小学校の教育課程と教育活動を豊かなものとしており、それが、通学に公共交通機関を利用できない悪条件にもかかわらず、小規模特認校としての成功と地域振興に繋がっている。

(2) KO小学校

同校の最大の特徴は、学校林（KOの森）を舞台として構成された教育活動である。同校の教育を語るうえで学校林のことを抜きにはできない。同校では、「自然の中で豊かな人間性と生きる力を育てること」を目標として、NPO団体と連携した教育活動を行っている。学校林はもちろんかけがえのない教育資源であるが、同校では、さらに、その活用のために教育課程の中に学校林を位置付けた「KOの森プログラム」（森を知ろう：低学年、森を学ぼう：中学年、森から考えよう：高学年）を創りあげている。年間活動計画の中に「KOの森」が位置づけられている。たとえば、

春は学校林に「自分の木」を定め、シイタケ植菌、夏は「樹木博士」の認定、秋は学校林内を走るクロスカントリー走、ツリーライミング、植樹活動、冬は巣箱かけなどの愛鳥活動、など多彩である。

KO小学校においても、教職員だけではなく、保護者や地域住民による学校教育活動への支援が日常的に行われている。その支援組織・応援団が同小学校に置かれている「7年1組」である。これは、2002年度に、児童減少により複式学級が出現したときに結成された。「モットー」としては、「KO小学校を愛する人たちの集まりであること」「できる人ができる事を、できる時に活動すること」、「自分たちも楽しもうとすること（こどもの心をもった仲間たち）」の三つを掲げている。KO小学校を支える活動としては、①野焼の手伝い、②運動会の手伝い、参加・協力（駐車場整備、運動会施設設営、卒業生との交流、綱引き競技参加、他）③学芸会の手伝い（駐車場整備、劇発表）、④スノーフェスティバルの手伝い（イルミネーション、ランタン他）、などに取り組んでいる。

(3) KD小学校

同校は、人口密集地から路線バスで山あいを40分間ほど分け入った盆地状の地域に立地している。

同校は、1学年10人を定員としており、小規模特認校の中でも学級規模を特に小さく抑え、きめ細かい指導を徹底させている。同校の教育活動は、「豊かな信頼関係を築き、地域社会に貢献する子どもを育成する」ことを教育目標として、「Ⅰ. 自然や地域から学ぶ（①地域を素材とした総合的学習、②学習田の取組み、③老人会・婦人会交流）」、「Ⅱ. みんなで創るドラマ（①サマースクール、②幼・小・地域大運動会、③幼・小・地域交流発表会）」、「Ⅲ. 一人ひとりのよさを伸ばすために（少人数を活かした授業づくり、②ボディトーク～ミュージカル公演に向けて～、③篠笛）」、「Ⅳ. 保護者・PTAと力を合わせて（①PTA活動、②KDおやじの会）」を掲げている。とくに、「①地域を素材とした総合的学習、②学習田の取組み」は、地域住民の全面的参加と支援なくしては実践

できない。

「①地域を素材とした総合的学習」については、モリアオガエルの観察、しいたけ栽培の菌植え（ほだ木は地元農家からの提供）、餅つき、しめ縄作り、篠笛づくり、味噌づくり、紙すき、歴史学習等を行っているが、これらは地域住民の指導により実践しているものである。また、「②学習田の取組み」についても、まず、同校に隣接している学習田は、地元農家から休耕田を提供されたものである。また、同校のコメ作りは、田植えや稲刈りに留まらず、種もみ蒔きから始まり、代掻き、肥料管理・水管理、草刈り等を含めてコメ作りの全過程を学ぶものであり、地域住民の全面的支援のもとに実践されている。そして、収穫の後は、稲木に干した後、脱穀機にかけ精米し、後日、新米パーティーを開き、地域住民や保護者と共にみんなで食べるという徹底した生産と消費の体験学習である。この他にも、学校畑でのイチゴ狩り、芋掘りや地元農家のトマト畑での収穫体験など、1年間を通じて農業を軸とした生産学習に取り組んでいる。地域住民の全面的支援による教育活動が、KD小学校の魅力を増大させている。

#### Ⅳ 教育課程外の取組み

##### 1 放課後および休日・休業中の活動

①で述べた放課後の活動について、その先進的な事例であるSN小学校の「桜スクール」とKH小学校のKASAの取組みを紹介しよう。

##### (1) SN小学校の「桜スクール」

SN小学校には、放課後や休業日の子どもたちの活動の場として、二つの取組みがある。いずれも地域住民が設立した事業であり、学校の南側に独立した施設を持ち、そこを活動の場としている。一つは「桜スクール」であり、これは平日の放課後（午後2時半から7時）と長期休業期間、土曜日と学校の振替休日の午前8時から午後7時まで、長時間にわたって開かれている。パソコン、英会話、箏、読み聞かせ、予習・復習、スポーツ活動などをおこなっている。会費は月額4000円である。スクールの運営は、役員会で選任された指導員が中心となって行っている。

もう一つは、サタデースクールと呼ばれるものであり、これは土曜日の10時から12時まで開かれている。サタデースクールには、「桜スクール」に入会していなくても利用できる。音楽、調理、工作、科学実験、自然や郷土の探検等、様々な活動を行っている。それぞれの活動に応じて専門家を講師として活動する。

地域住民がSN小学校に隣接した土地に平屋建ての独立施設を建築し、自主的自律的に運営していること、などの点は、次に紹介するKASAよりも、学校や行政からさらに独立した組織であるといえるだろう。そして、開設期間・時間が長時間にわたっていることなど、SN小学校を支える地域住民の長年にわたる熱い気持ちと組織的力量的象徴のような事業である。

##### (2) KH小学校のKASA

KH小学校の場合は、公共交通機関がないため、基本的に保護者が送迎するのであるが、校長のお話では、それを活用して（毎日、保護者に会えるということ）、教員と保護者の意思疎通を強め、問題の早期発見・早期対応に努めているという。

同校の教育活動を語るうえで放課後活動組織であるKASA（KH sho After School Activities）を抜かすことはできない。KASAは、KH小学校が小規模特認校の指定を受けた2005年度に設置された。KASAにはほとんどの子どもが加入しており、会費は月額4000円である。KASAの運営委員会は保護者が担当し（会長は、特認制度利用者）、指導員5名を外部から雇用している。平日の放課後、17時まで活動し（17時以降19時までには児童預かり）、遊びもあれば学習活動も行うが、どちらかと言えば、学習活動に傾斜しているようである。UT大学の英語教室との連携も学習活動の充実に大きな効果をもたらしている。季節に応じて、特別な活動として、ウェルカムパーティー、トライアスロン大会、ランチパーティー、アームレスリング大会、映画会、水遊園遠足、船頭まつり参加、百人一首大会、クリスマス会、どんど焼き、フェアウェルパーティーなどを実施している。

## 2 広報活動

前記⑫において、その充実がきわめて重要である指摘した広報活動であるが、ここではSN小学校とMY小学校の取り組みを紹介したい。

### (1) SN小学校「孝子桜まつり」

「孝子桜まつり」（以下、「桜まつり」と記す）は、毎年4月上旬の土・日曜日に開催される。2日間にわたって多彩な催しが企画され、SN小学校の小規模特認校としての教育活動が「桜まつり」の中で発表されるようになっている。

筆者は、2014年4月5日に、第12回目の「桜まつり」に参加した。この年は、桜の満開と快晴のもとでの「桜まつり」となり、開会式典の来賓である宇都宮市長の到着が渋滞のために遅れるくらいの参加者数であった（新聞記事では5日だけで約8千人）。第2日目の4月6日も多数の参加者でにぎわった。学校近くの休耕田を臨時駐車場にしているのだが、広大な駐車場が車でびっしり埋まるほどであった。「孝子桜」を中心に校内には多数の桜の木があり、見事な景観である。プログラムの中で、3月にSN小学校を卒業して4月から中学校に入学する卒業生たちが紹介されたことも心がこもっていると感じたが、とくに、まだあどけない新入学児童が大勢の参加者が見守る中を入场し、樹齢450年の「孝子桜」の前で一人ひとり紹介され挨拶する光景には、ほほえましさと一人ひとりの子どもを大切にす学校と地域の姿勢を感じた。小規模特認校としてのSN小学校を盛り立てようという地域住民の気持ちが充満している「桜まつり」である。

これほどの行事であるから、「桜まつり」の前後には幾つもの新聞で小規模特認校であるSN小学校のことが報道される。同校では、入学希望者に対する一斉の説明会や見学会を行わずに、すべて個別に説明を行い、その後見学してもらうことにしているが、それは、「桜まつり」を中心に同校の教育活動の特色が市民によく知られているからであろう。

### (2) MY小学校「校長のブログ」

MY小学校では、小規模特認校の教育活動を年

間通じて克明に知らせるために校長がブログを立ち上げた。学校見学会などで教育活動の一端を見て通学を希望するのではなく、教育活動全体を見たいと希望する子どもや保護者に来てほしいという願いからである。学校見学会のみから入学を希望する場合には、主に少人数での授業や学級活動に魅力を感じる保護者や子どもが多いという。野外活動は苦痛、虫は大の苦手という子どももいる。しかし、小規模特認校では、おおむね、自然体験活動や生産体験活動を重視しているのので、前記の認識のみで学校を選択した場合には新たな「不適応」を引き起こすことが危惧される。また、筆者が参加した他校の学校説明会・見学会においても、「1年生からの英語教育」に過度の期待を抱く傾向がみられ、保護者からの質問がその点（どのくらいの英語力がつくのか）に集中することがあった。MY小学校では、毎年10月下旬の学校説明会・見学会以外にも夏のサマースクールへの参加など、学校教育活動の全体像への理解を広めるように努めているが、さらに、日々の活動を紹介するために、ブログを立ち上げたのである。たとえば、次のような内容である。なお、小論では省くが、毎回、写真も掲載されている。

2015年12月7日

原木伐採《炭焼きに向けて》& みかん狩り《1年生から3年生》

昨日6日（日）午前8時半から、本校の特色ある教育活動の炭焼きに向けて、PTA役員、保護者、職員で原木伐採を行いました。本校保護者のOさんの山林で切らせていただいています。……炭焼きは、自然エネルギーを有効に使う手段として、見直されてきています。MY小学校は、この伝統を地域のみなさんといっしょにこれからも引き継いでいきたいと思っています。

今日は、1年生から3年生でみかん狩りの日です。というのも、本校の保護者のKさんからみかん狩りの招待を受けていました。昨年も同じ場所でみかんを取らせていただいたのですが、3年生はその前にみかんの選果について、工場も見学させていただきました。

日当たりのいい山で育ったみかんは、甘くておいしいものができます。もちろん肥料をあげたり、摘果とってあまり多くのみかんができると実が小さくなるので摘み取る作業もしてくださっているのです、本当にいいみかんができていました。……

(「MY 小学校 校長のブログ」より)

### 3 移住促進の活動

小規模特認校の中には、在籍児童・生徒の圧倒的多数が校区外からの通学者であることも珍しくはない。たとえば、2014年度在籍者数中の特認制度利用者数は、FI 小学校：94名/97名、AA 小学校：68名/72名、KO 小学校：76名/83名、BK 小学校：102名/113名、AN 小学校：21名/24名、KD 小学校：41名/52名、AM 小学校：49名/62名、などである。これらの学校は、校区外から多くの児童が特認制度を利用して当該校に在籍しているのであるから、小規模特認校制度導入により成功した事例といえるが、今後、校区の子どもが増えていかなければ、学校が地域に存続したとしても、将来的には校区内に居住する児童・生徒が皆無になる可能性がある。ここに必然的に移住促進の取り組みが求められる理由がある。

それぞれの学校の立地条件により移住促進の可能性については差異が大きいが、「その実現のための要件」の⑭に述べた移住促進の取り組みについて、一つは、SN 小学校の地域における NPO 法人「自然大好き e-街づくり」の活動、もう一つは、TT 市の事業として展開されている KD 小学校地域の移住促進の取り組みを紹介しておこう。前者の取り組みは、SN 小学校の教育活動がごく当然のように保護者や地域住民の参画によって営まれていることの土台の上に実現しているものと考えられる。長い時間と努力を重ねたとしても、SN 小学校区における NPO 法人のような取り組みを実現できるかどうかは定かではない。したがって、これから移住促進の取り組みを進めることを追求する際には、TT 市の事業を参考にすることが有効ではないかと思われる。

#### (1) NPO 法人「自然大好き e-街づくり」

現代の桃源郷「○○○」

「桜村」の会会長 M・H  
豊かな田園生活を楽しみましょう

○○○町は、「UT の田園風景 100 選」(平成 23 年 2 月 2 日認定)でトップに選ばれるほどの豊かな自然風景に恵まれ、……豊富で多種多様な農産物が生産される、まさに古代中国人が理想とした「桃源郷」を彷彿とさせるようなすばらしい地域です。……そしてすぐ近くには「様々なユニークな教育」で全国から学校関係者の視察が絶えない SN 小学校があり、午後 7 時まで責任を持って子供たちを預かる「桜スクール」も完備しており、特に「子育て世代」には「最適な住宅地」だと自信を持ってお勧めできます。どうぞ、私たち○○○の住民とともに、豊かな田園生活を楽しみましょう。

少しずつ街並みができてきました

自然大好き e-街づくり理事長 A・Y  
「桜村」づくりに係り始めてから早 5 年の月日が流れました。……募集・販売を始めてから 2 年がたち、もうすぐ 10 件目の家が建ち始めます。クルドサクの中心にしだれ桜が 2ヶ所もうすぐ植えられます。(平成 26 年 3 月現在) 少しずつ街並みができてきます。SN 小学校へ通う生徒もいて、うれしい限りです。……今年は農業体験のワークショップを開催したいと考えています。宜しく願い致します。

(「桜村」HP より)

「桜村の会」会長の文章からは、移住促進・住宅建設と SN 小学校の教育活動や「桜スクール」の存在が密接不離であることが分かる。また、NPO 法人「自然大好き e-街づくり」は「桜村」として 29 区画の分譲地を用意して、住みたい人を募集している(1 区画 530 万円)。理事長によると、2014 年 3 月現在で 10 軒目の家が建つということである。なお、2014 年 4 月に筆者が訪問

した際には、すでに12区画が分譲済みであった。移住者の年代は多様であるが、その中には、子育て世代も含まれており、地元からSN小学校への通学児童を増やすことに繋がっている。

## （2）TT市の「KD地区空き家情報バンク制度」

市内の特定地域の活性化をめざして移住を促進するために、2014年度に（10月1日実施）「KD地区空き家情報バンク制度」を立ち上げたのがTT市である。同市のホームページにおいて、市民生活部コミュニティ推進室により、制度の概要が次のように説明されている。

「TT市KD地区空き家情報バンク制度」は、KD地区にある空き家等の「所有者」と、KD地区に定住を希望する「移住希望者」をマッチングできるよう、TT市が空き家等の情報提供と入居者の募集をするのです。

KD地区にある空き家等を地域資源として有効活用し、子育て世代をはじめとする多くの移住者を誘致し、定住を促すことにより、地区のバランスのとれた人口構成とコミュニティの再興を目指すことを目的としています。

また、当該制度で空き家等の賃貸借又は売買契約が成立したときは、定住に伴う環境整備の支援として、空き家等の改修等に必要の一部を補助する「TT市KD地区空き家再生事業補助金」の適用が受けられます。

制度の特徴は、第一に、TT市がKD地区の自然環境や文化環境、そして、KD小学校の教育活動を高く評価して、市の正式事業として「KD地区空き家情報バンク制度」を設立し、また、「KD地区の紹介」を含めて「空き家情報バンク制度」の丁寧な案内を同市のホームページに掲載していることである。第二に、単に「空き家情報」の提供に留まらず、移住者が地域住民との良好なコミュニティを形成できるように配慮されていることである。具体的には、一つには、KD地区連合自治会の構成員である地域住民が「定住促進員」となり、現地での案内や地区の文化・習慣等を移住希望者に紹介するとともに、様々な相談にも応

じることになっている。もう一つは、登録物件の契約に至るまでに、移住希望者は、定住促進員と所有者による「地域面談」を受けて、その結果に従わねばならない。第三に、賃貸借契約または売買契約が成立した空き家等の改修費用等の一部を補助する制度<sup>7)</sup>を有していることである。以上、全体として移住・定住促進の目的に照らして、よく配慮された実効性のある制度といえる。

## V 小規模特認校制度とコミュニティ・スクール

小論では、小規模特認校の教育課程・教育活動に地域住民が深く関与し、そのことが地域振興にも繋がっていることを具体的事例に基づいて考察してきた。しかし、校区外からの児童・生徒の確保に成功している学校でも必ずしも地域住民と連携・協働した教育活動が盛んなどころばかりではない。小論の最後に、筆者が2015年度から学校評議員<sup>8)</sup>として関わっているKG小学校・中学校の地域における最近の動向と、その中で新たに認識するに至った検討課題を述べて結びとしたい。

両校は校区外から通学する児童・生徒を増加させており、その点では小規模特認校として成功している学校である。ただ、諸要因から、地域住民の学校教育活動への参画や特認制度利用の児童・生徒や保護者との交流という点では、従来やや弱かった。この地域において、2015年に「KG限界突破の会」が青年層を中心に結成され（両校校長も参加）、地域振興のためにはKG小・中学校の教育活動への支援により特認制度利用の児童・生徒を増加させるとともに、根本的には移住の促進を図ることが重要であるという認識が広がりつつある。地域の振興は経済政策に強く規定されることであり、また、その地域の自然的・地理的条件の制約を受けるので、主体の存在が必ずしも事態の好転に直結するわけではない。しかし、変革主体なしには地域再生・振興はあり得ないのであるから、「KG限界突破の会」の結成とその活動は、地域振興およびKG小学校・中学校の教育活動のさらなる充実のための重要な条件である。

ただし、教職員と地域住民との連携・協働を円滑に進めるには様々な経験や試行錯誤が必要であ

る。従来の蓄積がないところで、初めから高度の連携・協働を要する活動を求めると地域住民による学校支援を進めることが困難となる。まずは、図書ボランティアや校内の園芸活動など、比較的取り組みやすいことから始め、試行錯誤を繰り返しながら、次第に教職員との連携・協働の下での学習支援や豊かな自然を活用した教育活動及び農業・林業体験<sup>9)</sup>を実践していくことが可能になってくるものと思われる。

重要なことは、「Ⅱ-1 教育的意義」の「第四に」で述べたように、地域住民の学校教育活動への参加が地域再生・振興につながる仕組みが小規模特認校制度には内在していることである。

また、筆者は、KG 中学校区評議員会の活動を通して新たな課題を認識することになった。それは、同評議員会において学校運営協議会設置に関する検討が始められたことである。これは、小規模特認校制度を導入している学校において、共通して検討すべき課題であると思われる。現在、小規模特認校の中で、学校運営協議会が設置されている学校、すなわちコミュニティ・スクールとして指定されている学校はまだ少数である<sup>10)</sup>。コミュニティ・スクールの指定状況は設置者による地域的偏在が激しいが、小規模特認校のうち12校（小：10校、中：2校）については、同一市内にコミュニティ・スクールが他に皆無か少数の中で指定されている。久保（2015:44-45）では、「小規模特認校制度の教育的意義に関わる検討課題」として5点記述したが、それに加えて、同制度と小規模特認校制度の結合による教育活動の充実と地域振興推進との関係性について、前記12校を中心とした調査研究により解明していくことが、今後の重要な課題であると考えている。

#### 【註】

- 1) 2015年1月17日付文部科学省事務次官通知は、学校統廃合に関する文部科学省（文部省）方針としては、1956年11月17日付の事務次官通達、1973年9月27日付初等中等局長・管理局长通達について戦後3度目となる。

- 2) 文部科学省「少子化に対応した活力ある学校づくりに関する参考資料」（註（1）の事務次官通知の別添資料3）によると、全国の5学級以下の学校は、小学校では12.8%、中学校では21.6%（いずれも2013年度）である。
- 3) その規模に明確な基準はない。筆者は、小学校、中学校ともに、2010年度において在籍数240名以下の学校＜当時の学級編制の標準である40名×6学級＞を「小規模校」とした。小学校では各学年単学級、または、一部の学年では2学級の学校、中学校の場合には、各学年2学級の学校が「小規模」の上限になると考えた。
- 4) 自然観察、野外活動、歴史・文化財探訪、農業、炭焼き、伝統工芸、伝統芸能、祭り、などの体験的活動の対象・場の確保・掘り起こしと、そこでの地域住民の指導・運営への積極的参加。
- 5) 自然観察、野外活動、歴史・文化財探訪、農業、炭焼き、伝統工芸、伝統芸能、祭り、などの各支援グループ。
- 6) 食農教育の意義については、七戸長生・永田恵十郎・陣内義人『農業の教育力一人と自然を活かす道一』（農山漁村文化協会、1990年）、祖田修・杉村和彦編『食と農を学ぶ人のために』（世界思想社、2010年）、森久美子『「食」と「農」を結ぶ一心を育む食農教育一』（筑波書房、2014年）などを参照されたい。
- 7) 空き家の増改築及び住宅の新築等が補助対象とされており、補助金交付額は、夫婦いずれかが45歳未満の世帯の場合は上限50万円、上記以外の世帯の場合には上限25万円（いずれの場合にも補助対象経費の10分の8以内）である。青年・壮年層の移住・定住者を増やしたい意図がよくわかる。
- 8) KG 幼稚園・小学校・中学校の学校評議員から構成される組織としてKG 中学校区評議員会が設置されており、筆者はその会長を務めている。なお、KG 幼稚園も市内全域から通園できる。
- 9) 田植えと稲刈りだけというようなスポット体験ではなく、ひとまとまりの生産過程を通じた作業体験。
- 10) 筆者が把握している2014年度における全国の小規模特認校444校（小学校369校、中学校75校）のうち、2015年4月1日現在で学校運営協議会を設置している学校は32校（小学校25校、中学校7校）である。

#### 【引用文献】

- 門脇 正俊（2005）「小規模特認校制度の意義、実施状況、課題」『北海道教育大学紀要（教育科学編）』第55巻第2号、pp.35-50。
- 久保 富三夫（2015）「小規模特認校制度の教育的意義とその実現のための要件に関する研究」『人間科学部研究年報』第17号、帝塚山学院大学、pp.32-46。